



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の終了認可……………一
……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………二
……………(環境局自然環境部計画課)……………二
- 令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………二
……………(福祉保健局総務部職員課)……………二
- 知事指定薬物の指定……………三
……………(福祉保健局健康安全部業務課)……………三
- 神湊港臨港地区の区域の解除……………三
……………(港湾局離島港湾部管理課)……………三
- 神湊港臨港地区の分区の解除……………四
……………(同)……………四
- 開発行為に関する工事完了……………五
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………五

告示

● 東京都告示第千四百五号
土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第十三

条第一項の規定に基づき霞ヶ丘町付近土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月十九日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の氏名
東京都 東京都知事 小池 百合子
- 二 事業施行期間
平成二十八年十月十二日から令和二年十二月三十一日まで
- 三 施行地区
新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区神宮前二丁目の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日
霞ヶ丘町付近土地区画整理事業
平成二十八年十月十二日
- 五 土地区画整理事業の終了の認可の年月日
令和二年十一月十九日

東京都告示第千四百六号

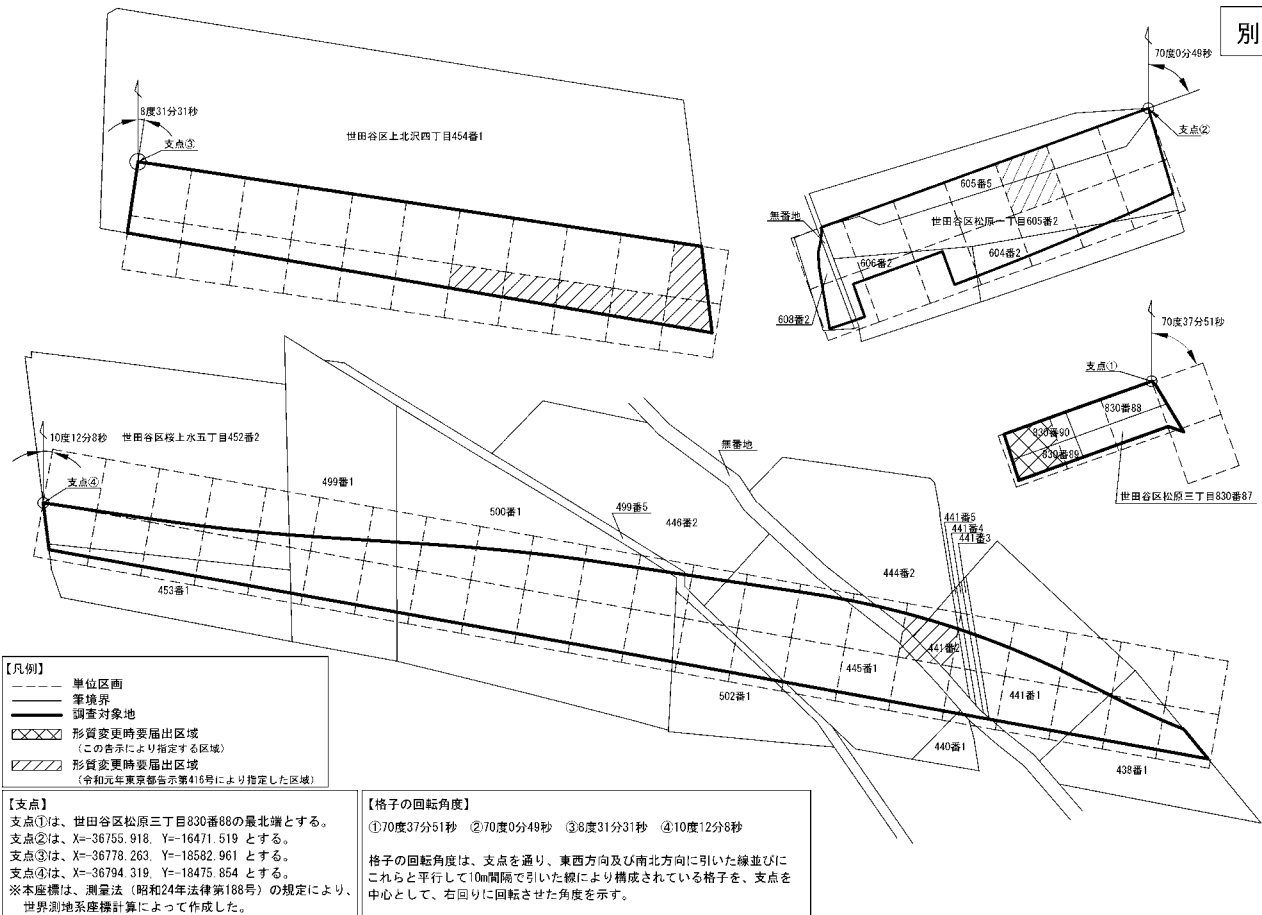
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (世田谷区松原三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

別図



●東京都告示第千四百七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

令和二年十一月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社野生動物保護管理事務所
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
八王子市小宮町九百二十二番地七
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 濱崎 伸一郎
- 四 その他
 - 一 の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第千四百八号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和二年十一月十九日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	感染症対策業務等事務専門員	日額	12,200円

附則

この告示は、令和二年十一月二十日から施行する。

●東京都告示第千四百九号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和二年十一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 メチルβ3・3ジメチル2-[1-

(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノア-1ト及びその塩類（通称名MDMB-4en-PINACA）

(二) 化学名 1-2-メチル4-[(E)-3-フ

エニルプロパ-2-エン-1-イル]ピペラジン-1-イル-ブタン-1-オン及びその塩類（通称名2-methyl-AP-237）

(三) 化学名 N・Nジエチル2-[2-(4-イ

ソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル-エタン-1-アミン及びその塩類（通称名Isotonitazene）

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康

に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和二年十一月二十日

●東京都告示第千四百十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定に基づき指定した神湊港の臨港地区について、当該指定を解除したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月十九日

神湊港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 臨港地区の区域

八丈島八丈町大字三根字神湊東の一部及び同字底土の一部で次に示す区域

(一) 神湊地区

次の各線と水際線とに囲まれた陸域

イ線 八丈島八丈町大字三根字神湊東製氷工場北側道路基標（以下「道路基標」という。）から二百七十度十メートルの地点まで引いた線

ロ線 イ線の終点から二百五十八度十九メートルの地点まで引いた線

ハ線 ロ線の終点から二百六十七度四十八メートルの地点まで引いた線

ニ線 ハ線の終点から二百五十九度二十六メートルの地点まで引いた線

ホ線 ニ線の終点から二百五十五度三十二メートルの地点まで引いた線

ヘ線 ホ線の終点から二百六十度十三メートルの地点まで引いた線

ト線 ヘ線の終点から三百五十四度海面まで引いた線

た線

チ線 道路基標から百二十一度五メートルの地点まで引いた線

リ線 チ線の終点から百九度三十分三十四メートルの地点まで引いた線

ヌ線 リ線の終点から零度海面まで引いた線
底土地区

(二) 次の各線と水際線とに囲まれた陸域

イ線 八丈島八丈町大字三根字底土官民境界石A点(以下「A境界点」という。)から五度五十九メートルの地点まで引いた線

ロ線 イ線の終点から三百五十三度八メートルの地点まで引いた線

ハ線 ロ線の終点から九十度三メートルの地点まで引いた線

ニ線 ハ線の終点から三百五十四度四十一メートルの地点まで引いた線

ホ線 ニ線の終点から九十度三十分四十四メートルの地点まで引いた線

ヘ線 ホ線の終点から百八十五度十四メートルの地点まで引いた線

ト線 ヘ線の終点から九十度に引いた線

チ線 A境界点から八十二度六メートルの地点まで引いた線

リ線 チ線の終点から百八十四度三十分二十九メートルの地点まで引いた線

ヌ線 リ線の終点から百九十二度三十分四十六メートルの地点まで引いた線

ル線 ヌ線の終点から百七十二度七十三メートルの地点まで引いた線

ヲ線 ル線の終点から九十度に引いた線

二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第千四百十一号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定に基づき指定した神湊港の臨港地区の分区について、当該指定を解除したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月十九日

神湊港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一 臨港地区の分区

商港区 八丈島八丈町大字三根字神湊東の一部及び同

字底土の一部で次に示す区域

(一) 神湊地区

次の各線と水際線とに囲まれた陸域

イ線 八丈島八丈町大字三根字神湊東製氷工場北側道路基標(以下「道路基標」という。)から二百七十度十メートルの地点まで引いた線

ロ線 イ線の終点から二百五十八度十九メートルの地点まで引いた線

ハ線 ロ線の終点から二百六十七度四十八メートルの地点まで引いた線

ニ線 ハ線の終点から二百五十九度二十六メートルの地点まで引いた線

ホ線 ニ線の終点から二百五十五度三十二メートルの地点まで引いた線

ヘ線 ホ線の終点から二百六十度十三メートルの地点まで引いた線

ト線 ヘ線の終点から三百五十四度海面まで引いた線

チ線 道路基標から百二十一度五メートルの地点

まで引いた線

リ線 チ線の終点から百九度三十分三十四メートルの地点まで引いた線

ヌ線 リ線の終点から零度海面まで引いた線
底土地区

(二) 次の各線と水際線とに囲まれた陸域

イ線 八丈島八丈町大字三根字底土官民境界石A点(以下「A境界点」という。)から五度五十九メートルの地点まで引いた線

ロ線 イ線の終点から三百五十三度八メートルの地点まで引いた線

ハ線 ロ線の終点から九十度三メートルの地点まで引いた線

ニ線 ハ線の終点から三百五十四度四十一メートルの地点まで引いた線

ホ線 ニ線の終点から九十度三十分四十四メートルの地点まで引いた線

ヘ線 ホ線の終点から百八十五度十四メートルの地点まで引いた線

ト線 ヘ線の終点から九十度に引いた線

チ線 A境界点から八十二度六メートルの地点まで引いた線

リ線 チ線の終点から百八十四度三十分二十九メートルの地点まで引いた線

ヌ線 リ線の終点から百九十二度三十分四十六メートルの地点まで引いた線

ル線 ヌ線の終点から百七十二度七十三メートルの地点まで引いた線

ヲ線 ル線の終点から九十度に引いた線

二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部
新宿区西新宿二丁目八番一号

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和二年十一月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

調布市飛田給一丁目五十三番 三鷹市深大寺二丁目一番四
五、同番十二及び同番十三 号

聖建設株式会社
代表取締役 生駒 英則

東村山市本町四丁目十九番十 八王子市元本郷町三丁目十
一、同番五十九、同番六十一、五番八号

恩多町四丁目十五番一、同番 株式会社プライムホーム
三及び同番十八から同番二十 代表取締役 小俣 茂
まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

